



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

公共測量の実施の通知（農地農村整備課）	1
漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）	1

### 公 告

開発行為に関する工事の完了・9件（中部土木事務所）	1
---------------------------	---

### 公安委員会事項

警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定・2件	4
-----------------------------	---

### 選挙管理委員会事項

不在者投票を行うことができる施設の指定	7
沖縄県知事選挙における政見放送を行うこととなる基幹放送事業者等	7
沖縄県知事選挙における手話通訳を付して候補者等の政見を録画する放送事業者	8
沖縄県知事選挙における選挙人名簿の登録基準日等	8

## 告 示

### 沖縄県告示第311号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市地内（宮積地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年6月27日から同年9月26日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

### 沖縄県告示第312号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、与那原加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和4年8月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年8月23日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年4月15日 沖縄県指令中土第412号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字屋宜原西前原657番7

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字島袋1615番地B 城間満
- 5 検査済証番号 令和4年3月1日 C第555号
- 6 工事完了年月日 令和4年2月9日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年8月23日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年4月20日 沖縄県指令中土第411号、令和4年1月28日 沖縄県指令中土第351号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北上原西坂田原586番8及び586番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原522番地C a s a S p e r a n z a 203号 新屋敷幸龍
- 5 検査済証番号 令和4年3月8日 C第556号
- 6 工事完了年月日 令和4年2月28日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年8月23日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年7月22日 沖縄県指令中土第889号、令和3年10月26日 沖縄県指令中土第2518号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北上原砂川原447番12及び447番18
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原501番地キャンパスサイドシタール501号 宮城光秀
- 5 検査済証番号 令和4年3月17日 C第557号
- 6 工事完了年月日 令和3年10月30日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年8月23日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年1月24日 沖縄県指令中土第207号、令和2年5月11日 沖縄県指令中土第847号（変更）、令和3年11月25日 沖縄県指令中土第2965号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字赤道大門原972番51ほか3筆のそれぞれの一部（2工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市旭町114番地7 沖縄県住宅供給公社 理事長 新垣健一
- 5 検査済証番号 令和4年3月24日 C第558号

6 工事完了年月日 令和4年3月15日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年8月23日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年8月16日 沖縄県指令中土第1386号
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地下安次座952番1
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字翁長175番地の11（サンフラワーいとかず103号） 翁長一也
  - 5 検査済証番号 令和4年3月25日 C第559号
  - 6 工事完了年月日 令和4年3月9日
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年8月23日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年11月1日 沖縄県指令中土第1443号
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字伊集下原125番2
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市真栄原二丁目12番10号 又吉弘
  - 5 検査済証番号 令和4年3月25日 C第560号
  - 6 工事完了年月日 令和4年3月8日
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年8月23日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年5月18日 沖縄県指令中土第464号
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字屋宜前原215番30
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字安里195番地3セダムパーク205号 多和田真一郎、中城村字安里195番地3セダムパーク205号 多和田美沙都
  - 5 検査済証番号 令和4年3月31日 C第561号
  - 6 工事完了年月日 令和4年3月15日
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年8月23日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年10月4日 沖縄県指令中土第2116号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字伊集下原124番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字上原264番地の2（CLOVER503号） 島袋恵伍、西

- 原町字上原264番地の2 (CLOVER503号) 島袋彩  
 5 検査済証番号 令和4年4月7日 C第562号  
 6 工事完了年月日 令和4年3月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年8月23日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年3月5日 沖縄県指令中土第244号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字兼久古川原156番1及び156番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字棚原776番地の3（貴マンション601号） 梅川直起
- 5 検査済証番号 令和4年4月8日 C第563号
- 6 工事完了年月日 令和4年3月28日

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第123号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和4年8月23日

沖縄県公安委員会

- 1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
貴重品運搬警備業務	1級	10人	令和4年12月3日（土曜日） 午前10時から午後6時まで	豊見城市字豊崎3番22 沖縄県警察運転免許センター
	2級	10人		

- 2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

- 3 試験科目

- (1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
  - (ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
  - (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験科目
- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
  - (イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 4 受検資格
- (1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの
    - ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
    - イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
  - (2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員
- 5 受検申請手続
- (1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和4年9月5日（月曜日）から同月9日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
  - (2) 申請に必要な書類
    - ア 検定申請書 1通
    - イ 添付書類
      - (ア) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
      - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
      - (ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面
  - (3) 提出先
    - ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
    - イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
  - (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。
  - (5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 6 その他
- (1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察運転免許センターで、受付を終えること。
  - (2) 検定の当日は、受検票、筆記用具及び警笛（警笛については、1級の検定の受検者に限る。）を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
  - (3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

**沖縄県公安委員会告示第124号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和4年8月23日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
交通誘導警備業務	1級	10人	令和4年12月10日（土曜日） 午前10時から午後6時まで	豊見城市字豊崎3番22 沖縄県警察運転免許センター
	2級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和4年9月5日（月曜日）から同月9日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

- (ア) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
  - (ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面
- (3) 提出先
- ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
  - イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。
- (5) 検定手数料 手数料14,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 6 その他
- (1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察運転免許センターで、受付を終えること。
  - (2) 検定の当日は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
  - (3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

## 選挙管理委員会事項

### 沖縄県選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定した。

令和4年8月23日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	指定年月日
北中城若松病院	北中城村字大城311番地	令和4年7月22日
介護老人保健施設若松苑	北中城村字大城327番地	令和4年7月22日

### 沖縄県選挙管理委員会告示第30号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、令和4年9月11日執行予定の沖縄県知事選挙において政見放送を行うこととなる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数、次のとおりである。

令和4年8月23日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

放送の種類	基幹放送事業者	政見放送の回数
テレビジョン放送	琉球放送株式会社	1回
	沖縄テレビ放送株式会社	1回
	琉球朝日放送株式会社	1回

ラジオ放送	株式会社ラジオ沖縄	1回
-------	-----------	----

**沖縄県選挙管理委員会告示第31号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第7項の規定により、令和4年9月11日執行予定の沖縄県知事選挙において候補者等が手話通訳士による手話通訳を付して録画をすることができる放送事業者は次のとおりである。

令和4年8月23日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

日本放送協会沖縄放送局  
琉球放送株式会社  
沖縄テレビ放送株式会社  
琉球朝日放送株式会社

**沖縄県選挙管理委員会告示第32号**

令和4年9月11日執行予定の沖縄県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準日及び登録の日を次のとおり定めた。

令和4年8月23日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

- 1 被登録資格の決定の基準日 令和4年8月24日。ただし、年齢については令和4年9月11日
- 2 登録の日 令和4年8月24日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--